

会計管理者の職務の一部を出納員に委任する告示

令和 5 年 4 月 1 日

告示 第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者の職務のうち、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）第 16 条第 2 項及び栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）第 4 条に係る写しの交付に要する費用その他栃木県後期高齢者医療広域連合の収入金（栃木県後期高齢者医療広域連合事務局において収納するものに限る。）の収納事務を総務課の出納員に委任したので、告示する。